

一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示案について

1. 背景

道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号）第 11 条第 3 項に基づき公示されている「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号。以下「乗合標準運送約款」という。）」及び「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号。以下「貸切標準運送約款」という。）」においては、乗合バス事業者及び貸切バス事業者が旅客に周知すべき事項やその公示方法について定めている。

当該公示方法については、特定の場所に書面で掲示することを求めているところ、今般、書面掲示規制等のアナログ規制について、デジタル化の観点から横断的に点検・見直しを行うこととなったことに伴い、「自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 58 号。以下「改正省令」という。）」により、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）についても、書面掲示規制が改められたところである。

上記を踏まえ、乗合標準運送約款及び貸切標準運送約款について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）乗合標準運送約款のうち、書面での掲示を求めている以下の規定について、デジタル手法による表示を認める。

第 5 条第 2 項、第 7 条第 4 項、第 10 条第 2 項、第 20 条、第 26 条第 1 項第 4 号、第 36 条第 1 項及び第 2 項第 2 号、第 41 条、第 48 条第 2 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 60 条第 4 項 並びに第 62 条

（2）改正省令により旅客から収受する運賃及び料金の公示方法が運輸規則で明確化されたことに伴い、乗合標準運送約款第 22 条第 2 項及び貸切標準運送約款第 11 条第 2 項において、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 6 年 7 月

施行：公布の日